

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第五号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十三号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和五年四月二十七日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

令和五年四月二十八日から令和五年五月三十一日まで